

～未来へと ぼくらがつなぐ 下水道～

境港市の公共下水道

公共下水道に汚水を流すための工事の手続きや、使用料などについてご案内します。

排水設備をつくりましょう

お住まい周辺の地域に公共下水道が整備され、「処理区域」（処理場で汚水を処理することができる区域）に入ると、みなさまに文書で「供用開始」（公共下水道を使えるようになったこと）をお知らせします。そこで、みなさまには、公共下水道へ汚水を流すための「排水設備」をつくっていただくことになります。

◆ 排水設備とは

下水道は、市が道路などに埋設して管理を行う「公共下水道」と、各家庭から出る汚水を公共下水道に流すための「排水設備」からなっています。

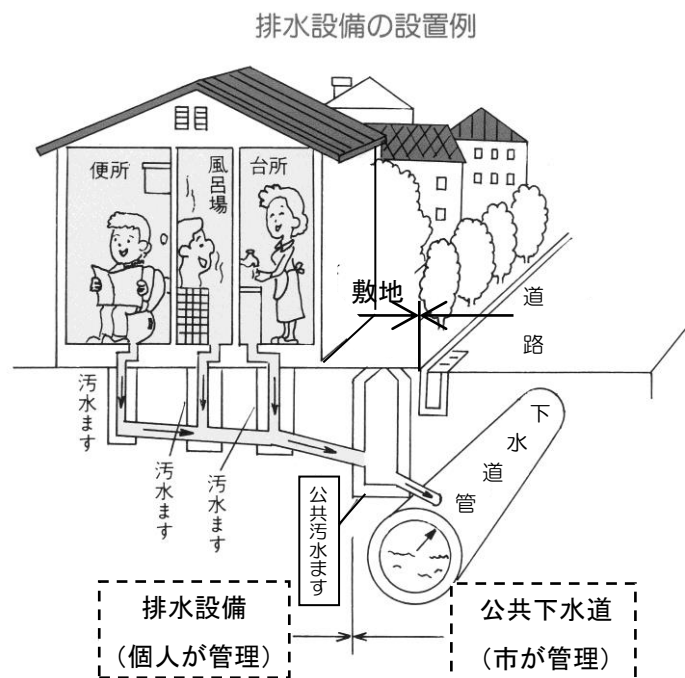
排水設備は各家庭の敷地内に設置する汚水ますや排水管などで、個人の負担で作り、管理をしていただく個人の財産です。

また、「公共汚水ます」は、下水道管と排水設備をつなぐ汚水ますで、市が個人の敷地内に原則として1つ設置して、市が管理するものです。

◆ 公共下水道につなぎましょう

公共下水道が整備されお住まいの周辺が処理区域に入ると、汚水を排出する建物については供用開始の日から6ヶ月以内に排水設備を設置することが法律で義務づけられています。（下水道法第10条、境港市公共下水道条例第4条）

排水設備の設置や水洗トイレへの改造は、原則として、建物の所有者が行うことになっています。（下水道法第10条）



【公共下水道につなぐメリット】

- ① 接続工事により既存の浄化槽や、くみ取りトイレの便槽を廃止するので、浄化槽の保守点検料・清掃料・電気代、くみ取り料などの維持費用が不要となります。
- ② 単独処理浄化槽やくみ取りトイレの場合、トイレのし尿だけを処理し、台所など他の汚水はそのまま水路に流しているため、悪臭や害虫の原因となるなど不衛生です。
公共下水道につなぐと、水路の状態が改善され、自宅周辺の衛生環境が向上します。
- ③ くみ取りトイレを廃止すると、便器・便槽からの臭気はなくなって、トイレ周りが清潔になり、高齢者や足腰が不自由な方も安心して水洗の洋式トイレを使うことができます。
- ④ バキューム車で清掃・くみ取りした汚物は、市が多額の税金を使って処理しています。
公共下水道につなぐと処理する汚物が減るので、市の処理経費が削減できます。

排水設備の工事

排水設備工事は、正しく工事を行わないと、排水の詰まりや排水管の故障の原因になります。必ず、市が指定した「指定業者」に依頼してください。

◆ 工事は必ず「指定業者」で ※別紙の指定業者一覧表から選んでください。

排水設備工事は、市の「指定業者」でなければ工事を行うことができません。

指定業者とは、排水設備工事に必要な知識と技術をもった責任技術者がいて、安心して工事を任せられる業者を市が指定したものです。工事だけでなく、市に提出する書類の作成・申請なども代行します。工事内容や見積額をよく確認してから、工事を依頼しましょう。

◆ 工事の手続きは

- ① 指定業者が、「排水設備、水洗便所工事計画確認申請書」を市に提出します。
申請書は指定業者が準備しますので、内容を確認し、申請者が署名・押印してください。
- ② 市は、提出された申請書の施工方法などを審査し、適正であれば工事を許可します。
- ③ 指定業者が工事を施工し、完了すると、市に工事完了届を提出します。
- ④ 市職員が住宅・店舗等に行って完了検査を行い、合格すると、検査済証を交付します。
完了検査には、原則として申請者（建物の管理者）の立会が必要です。

排水設備工事資金融資をご活用ください

排水設備をつくるには、多額の資金を用意する必要があります。市ではみなさまの経済的な負担をやわらげるために、無利子の「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」を設けています。すみやかに工事に取りかかるために、この融資を役立ててください。

◆ 融資の内容は

- ① 融資額は、工事代金を上限として、10万円～100万円の範囲内で1万円単位の額です。
- ② 借入利率は「無利子」です。返済方法は最長60月（5年以内）の元金均等返済です。
- ③ 融資をするところは、次の金融機関の境港市内の支店等です。

（株）山陰合同銀行 （株）鳥取銀行 （株）鳥根銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合

◆ 融資が受けられる人は

- ① 境港市内に住所があり、独立した生計を営んでいる人
- ② 市税・受益者負担金などを滞納していない人
- ③ 融資を受けた資金の償還が可能で、申込先の金融機関の取引停止対象になっていない人

◆ 融資の手続きは

- ① 排水設備工事を依頼するときに、融資の希望を「指定業者」へお知らせください。
- ② 排水設備工事の申請の際にあわせて、融資あっせんを市へ申し込みます。（申請書類の提出は「指定業者」が代行します。）
- ③ 市が融資あっせんを決定すると、申込人は金融機関に出向き、審査を受けます。（追加書類の提出を求められる場合があります。）融資が承認されてから、工事を施工します。
- ④ 申込人は、金融機関の融資審査結果通知書、実印など、手続の準備をします。
- ⑤ 完了検査に合格して検査済証を受け取ったら、金融機関と融資の契約を行います。
- ⑥ 融資を受けると、初回返済から完済まで、口座振替で毎月返済します。

平成30年5月1日から、あっせん申込時には、「連帯保証人は不要」になりました。

ただし、金融機関の審査で連帯保証人など保証を求められる場合がありますので、ご了解のうえ、融資あっせんを申し込んでください。

公 共 下 水 道 の 使 用 料

公共下水道を使い始めると、汚水の量に応じて「公共下水道使用料」を納めることになります。みなさまから納めていただいた使用料は、汚水进行处理する処理場や下水道管などの維持管理の費用と、施設整備の際に借り入れた費用の返済の一部にあてられます。

◆ 使用水量の決め方

公共下水道の使用水量は、原則として上水道の使用水量（検針の水量）です。

井戸水等を使用する場合は、世帯の人数や使用形態などを考慮して使用水量を認定します。

◆ 使用料の計算方法

◎料金表（消費税 10%を含む）

令和元年 10 月改定

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料	
基本使用料	20m ³ まで （2か月あたり）	2,860 円	
超過使用料	20m ³ を超え 40m ³ までの分	1m ³ につき	187.0 円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分		211.2 円
	100m ³ を超え 200m ³ までの分		271.7 円
	200m ³ を超え 1,000m ³ までの分		319.0 円
	1,000m ³ を超え 2,000m ³ までの分		332.2 円
	2,000m ³ を超える分		344.3 円

◎計算例（2か月の使用水量が 40m³の場合）

基本使用料 20m³まで 2,860 円 ①

超過使用料 20m³を超え 40m³までの分 187.0 円 × 20m³ = 3,740 円 ②

使用料合計(①+②) = 6,600 円

◎使用料早見表（2か月あたり・消費税 10%を含む）

使用水量 20m ³ まで 2,860 円					
使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
30m ³	4,730 円	70m ³	12,936 円	110m ³	21,989 円
40m ³	6,600 円	80m ³	15,048 円	120m ³	24,706 円
50m ³	8,712 円	90m ³	17,160 円	150m ³	32,857 円
60m ³	10,824 円	100m ³	19,272 円	200m ³	46,442 円

◆ 納 付 の 方 法 は

2 か月ごとに上水道の検針があります。検針の翌月の下旬に納入通知書を送付しますので、請求月の月末の納期限日までに、金融機関(ゆうちょ銀行含む)窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済または口座振替で納付してください。

◎便利で確実な「口座振替」を、ぜひご利用ください。

お申し込みは、「境港市税等口座振替依頼書」を市に郵送または持参してください。

境港市指定金融機関の窓口で申し込む場合は、通帳・届出印を用意して、指定金融機関窓口に備えてある「境港市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

※境港市では、水道料金は米子市水道局から、公共下水道使用料は境港市下水道課から、それぞれ別々に請求されます。すでに水道料金の口座振替を行っている場合でも、新たに境港市の公共下水道使用料の口座振替を申し込む必要があります。

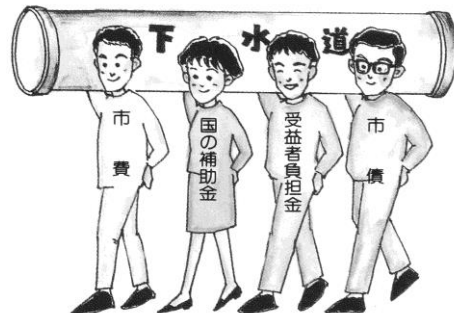
公共下水道整備を支える受益者負担金

住みよいくらしを生み出す公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。この費用は、国の補助金や市債という借入金、みなさまが納められた税金などの市費、そして、公共下水道の利益を受ける人が負担する「受益者負担金」によってまかなわれています。

◆ 受益者負担金とは

下水道は、道路や公園など一般の公共施設とはちがい、利用できるようになる地域が限られています。限られた地域の下水道のために一般の人が納めた市税等の税金だけを使うと、下水道を利用できない人にとっては公平ではありません。

そこで、下水道の利益を受ける人たちに整備費の一部を負担していただき、より一層の整備促進につなげようというのが、「受益者負担金」の制度です。（都市計画法第75条）



◆ 受益者は 申告で決定

公共下水道の整備が終わった地域から順番に、それぞれの土地に対して一度だけ受益者負担金を賦課（請求）します。（対象には公共汚水ますが設置されていない土地も含まれます。）

負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として、公共下水道が整備された地域の土地の所有者です。申告によっては借家人など権利者が受益者となることもできます。

受益者や受益面積などは申告に基づいて決定します。あらかじめ公簿で調べてから、その年に賦課される土地の所有者または管理者に宛てて、地番や面積を記入した「公共下水道事業受益者申告書」を5月下旬に郵送しますので、内容を確認したら、負担金を納める人が署名して市に返送してください。負担金の納付書は、受益者宛てに8月初旬に郵送します。

※賦課された後に、売買などで所有者が変わったときは、「公共下水道事業受益者異動申告書」を提出することで受益者を変更することができます。新旧の所有者双方で協議のうえ、新所有者が受益者となることを希望される場合は、下水道課までお知らせください。

◆ 納める金額は

土地の広さと、市条例で定められた負担区及び単位負担金額によって決まります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

（例）第7負担区（単位負担金額 420 円/m²）に 330 m²（約 100 坪）をお持ちの場合、

$$420 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 138,600 \text{ 円} \Rightarrow \text{負担金総額 } 138,600 \text{ 円}$$

◆ 納付の方法は

8月上旬に納入通知書を送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行含む）窓口、コンビニ、スマホ決済または口座振替で、年4期×5年、計20回に分けて納付してください。

◎お得な一括納付を、ぜひご利用ください。

各年の第1期納期限（8月末日）までに、1年分または残りの全額をまとめて納付すると、「報奨金」の交付＝割引があります。

（第1期分は計算の対象外。前納年度で割引率が変わります。）

前納年度	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分
報奨金の率	20%	16%	12%	8%	4%

（例）負担金 138,600 円を一括で全納（初年度の8月中に全額納付）すると・・・

$$\text{割引額 } 26,200 \text{ 円} \quad (138,600 \text{ 円} - \text{第1期分 } 7,500 \text{ 円}) \times 20\% \Rightarrow \text{支払額 } 112,400 \text{ 円}$$

※口座振替は期別ごとに行いますので、一括納付による報奨金の交付＝割引はありません。

期別	納期限
第1期	8月末日
第2期	10月末日
第3期	12月28日
第4期	2月末日

◆ 負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金は、公共下水道が整備された全ての土地に賦課されますが、その土地や受益者の状況により、「減免（算定金額の全額または一部の支払を免除）」したり、「徴収猶予（負担金の請求を先送り）」する場合があります。それぞれが受益者からの申請が必要です。

（１） 減免…公共性の高い私道、墓地、境内地、社会福祉施設、自治会施設など

※減免の割合は、減免事由によって定められています。

（２） 徴収猶予…登記地目及び現況が宅地以外である土地など、受益地または受益者の状況が下記の事由にあてはまる場合

受益者負担金の徴収猶予基準

事 由	徴 収 猶 予 の 期 間	摘 要
農地	農地法第4条及び第5条に規定する許可があった日までの期間又は宅地化するまでの期間	すでに許可済のものは、その転用目的の地目とする。
山林・原野・雑種地等	宅地として使用又は使用できる状況に転用するまでの期間	
災害・盗難・その他の事故	その程度に応じて3年以内	消防署・警察署のり災証明書等が取得できるもの
係争地	受益者の決定（判定）までの期間	訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること
生活保護法に規定する被保護者	生活保護法による適用期間	
実状により市長が必要と認める場合	市長が必要と認める期間	

※ 農地を宅地にした場合など、猶予する理由がなくなったときは、すみやかに下水道課へ届出てください。徴収猶予決定時に決めた負担金額を請求します。

※ 猶予されている土地の所有者が変わった場合にも、下水道課への届出が必要です。

お問い合わせは 下記までご連絡ください

境港市役所建設部下水道課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

排水設備工事・融資・公共下水道使用料・受益者負担金についてのお問い合わせは

➡ 普 及 係 （０８５９－４７－１１１８）

実施中の工事・工事の計画・下水道管の維持管理についてのお問い合わせは

➡ 計 画 整 備 係 （０８５９－４７－１１１７）

処理場・ポンプ場についてのお問い合わせは

➡ 〒 684-0055 境港市佐斐神町 545 番地
下水道センター （０８５９－４５－５６６１）